平成２３年（フ）第２１８号
岡山市北区高松稲荷591番地２
破産者　秋山管工株式会社
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２５号
岡山市北区尾上719番地の４
破産者　中原電業有限会社
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９８号
広島市佐伯区利松１丁目31番17号、破産手続開始決定時の住所広島市佐伯区薬師が丘２丁目12番16号
破産者　大上　隆則
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地276番地
破産者　有限会社清光産業
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２５６号
北海道天塩郡幌延町３条南２丁目17番地
破産者　幌延砂利工業株式会社
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
北海道帯広市大通南31丁目２番地
破産者　有限会社酒井木工
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１８５８号
仙台市青葉区錦ケ丘９丁目29番１
破産者　三藤建技株式会社
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
仙台市太白区八木山南６丁目２番地の１
破産者　株式会社カウ・ベル
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
仙台市泉区南光台５丁目９番39号、住民票上の住所仙台市宮城野区幸町５丁目８番25―805号
破産者　渡邊　倫敏
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字沖谷地189番地
破産者　有限会社相沢サービス
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
群馬県みどり市大間々町大間々1184番地の１
破産者　有限会社金子建設
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７４号
群馬県伊勢崎市平和町16―４キャピタルハイツ502､住民票上の住所群馬県みどり市大間々町大間々1184番地１
破産者　金子　祐介
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２１３号
石川県金沢市藤江南３丁目65番１、従前の本店所在地石川県七尾市和倉町ワ部２番地４
破産者　有限会社レデェットハウス（旧商号有限会社青海荘）
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
静岡県富士市厚原2050番地の２、前住所静岡県富士市入山瀬670番地の５
破産者　望月　一良
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５９９号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目26番地の11
破産者　株式会社マザークリーン
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６４号
兵庫県芦屋市船戸町５番26号
破産者　青柳食品株式会社
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６７号
兵庫県西宮市分銅町１番７号
破産者　吉井　記子
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３３号
和歌山市小雑賀720番地の２
破産者　有限会社大城布帛
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
岡山県倉敷市玉島長尾1728番地
破産者　有限会社はなもとや
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
香川県高松市瓦町１丁目９番地５
破産者　有限会社共同創作
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６１８号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万294番地
破産者　久万産業株式会社
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
栃木県下都賀郡岩舟町静戸1511―２、住民票上の住所沖縄県宜野湾市真栄原３丁目５番21―403号　アーバンシーサーⅡ
破産者　外間　　修
１　決定年月日　平成23年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部